

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成25年5月20日

### 証 拠 説 明 書 (D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙D第1号証

証拠の標目	改訂13版 原子力安全委員会指針集
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成23年3月10日
作成者	株式会社大成出版社
立証趣旨	<p>本書証は、原子力安全委員会が策定した安全審査指針類等を収録した書籍である。</p> <p>本書証によって、原子力発電所の原子炉設置（変更）等に係る許可にあたっての安全審査における判断基準として、安全審査指針類が定められていることを明らかにする（答弁書第3章第4の2(1)（54，55頁））。</p>